

2026年9月

お客さま各位

香川県信用組合

当座勘定規定の一部改定について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当組合では、2026年9月30日（水）をもって、手形・小切手の最終振出期限の設定等を実施することに伴い、「当座勘定規定」を下記のとおり改定させていただきます。

なお、改定後の規定は、改定前より当座勘定をご契約いただいているお客さまにも適用されますので、予めご了承ください。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

・当座勘定規定の改定

(1) 改定日

2026年10月1日（木）

(2) 改定内容

別添の新旧対照表をご参照ください。（変更する条項のみ記載しております。）

以 上

【当座勘定規定（一般用）改定新旧対照表】

改定後	改定前
第1条（当座勘定への受入れ） ①当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> ②～④(略)	第1条（当座勘定への受入れ） ①当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 ②～④(略)
第7条（手形、小切手等の支払） ①小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> ②～④(略)	第7条（手形、小切手等の支払） ①小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。 ②～④(略)
第8条（手形、小切手用紙） ①当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u> ②当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを</u>確認してください。 ③～⑦(略)	第8条（手形、小切手用紙） ①当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。 ②当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 ③～⑦(略)

【当座勘定規定（一般用）改定新旧対照表】

第 18 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） ①手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をで<u>きるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> ②(略)	第 18 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） ①手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 ②(略)
第 19 条（線引小切手の取扱い） ①線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> ②(略)	第 19 条（線引小切手の取扱い） ①線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 ②(略)

【約束手形用法・為替手形用法・小切手用法 改定新旧対照表】

改定後	改定前
約束手形用法 1～2(略) 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。 4～9(略)	約束手形用法 1～2(略) 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。 4～9(略)
為替手形用法 1～3(略) 4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。 5～10(略)	為替手形用法 1～3(略) 4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。 5～10(略)
小切手用法 1(略) 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。 なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 <u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> 3～9(略)	小切手用法 1(略) 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。 なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 3～9(略)